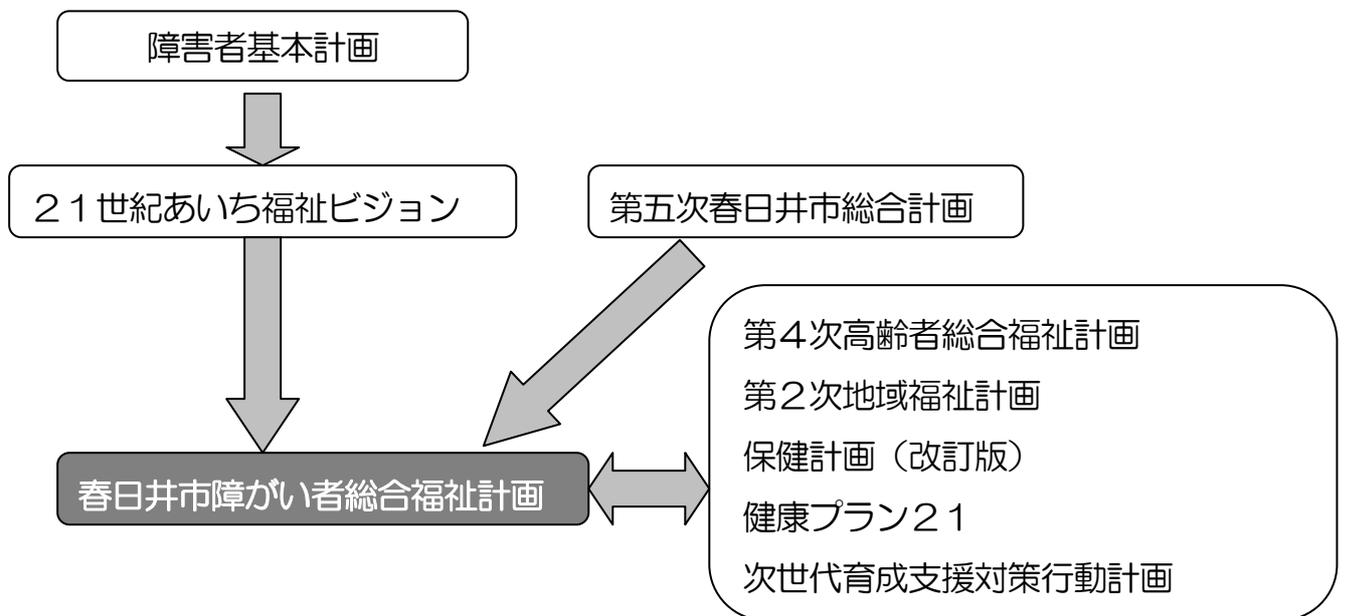


1 春日井市障がい者総合福祉計画の性格

障がい者計画 + 障がい福祉計画 = 春日井市障がい者総合福祉計画

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成 19 年 4 月 1 日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成 18 年 4 月 1 日施行)
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第 9 条） 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、 <u>見込み量の確保のための方策などの計画</u>
位置づけ	国の「障害者基本計画」および愛知県の「21 世紀あいち福祉ビジョン」を基本とし、関連計画と整合を保った春日井市総合計画の部門計画	障がい者計画の生活支援に関連した部分を中心とした施策の具体的数値目標

2 障害者基本計画（国の計画）、21 世紀あいち福祉ビジョン（愛知県の計画）及び市の他の計画との関係



3 計画の期間と主な作業工程

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
計画	春日井市障害者計画 H16～H20					春日井市障害者計画 H21～H25					
			春日井市障がい福祉計画 H18～H20		春日井市障がい福祉計画 H21～H23			春日井市障がい福祉計画 H24～H26			
作業						●アンケート実施			●改定作業		
									●改定計画公表		

4 障がい者施策推進協議会の位置づけ

(春日井市障がい者施策推進協議会要綱第2条)

協議会は、次に掲げる事項について調整審議する。

- (1) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項
- (3) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に関する事項

5 計画改定までのフロー

